

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした同年○月○日から同年○月○日まで基本手当を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「事業所」という。）を離職した。
- 2 請求人は、○年○月○日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格決定を求め、安定所長は受給資格の決定をした。請求人は、その際、安定所長に離職理由に係る異議を申し立てたが、安定所長は、事業所を管轄する公共職業安定所長に照会の上、離職理由を変更しないこととした。
- 3 安定所長は、○年○月○日、請求人の離職理由を「正当な理由のない自己の都合による退職」として、雇用保険法（以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、請求人に対し同年○月○日から同年○月○日まで基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 本件は、請求人が、離職については、解雇又は法第33条第1項所定の「正当な理由」があると主張し、本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の離職が、解雇又は法第33条第1項所定の「正当な理由」のある自己の都合による退職であるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、前記第3の1(略)のとおり、請求人の離職は、解雇又は退職勧奨によるものであって、法第33条第1項所定の「正当な理由」があると主張するので、以下検討する。

ア 解雇について

(ア) 請求人は、事業所C店の支配人であるD(以下「D支配人」という。)が、○年○月○日頃、請求人の母に対し、請求人の勤務の継続は難しく、同月○日を最終出勤日とし、同月○日に退職届を記入してもらう旨を伝達したこと及び同月○日、請求人、請求人の母、就労支援センター支援員及びD支配人の4者で行われた面談の場において、請求人から勤務の継続を希望する発言をしたが、D支配人が勤務の継続は困難であるとの見解を示したことが、実質的に解雇通告に当たると主張する。

(イ) しかし、D支配人が、○年○月○日頃、請求人の母に上記(ア)のように伝達したことは認められるものの、伝達するに至った経緯については、請求人の母が、退職が必要かどうかの判断はD支配人に委ねるとした趣旨についてD支配人と請求人の母とで認識が異なり、事実関係が確定できない上、D支配人は、請求人に自発的な退職の意思がないと判断し、請求人の雇用継続について社内協議としていること、その後、請求人が退職届を提出した○年○月○日までの間に事業所が請求人を解雇するための具体的な手続を取った事実が認められないことから、請求人の離職を解雇によるものと認めることはできない。

イ 退職勧奨について

(ア) 請求人は、D支配人が、請求人や請求人の母に対し、上記(1)アのとおり

り、○年○月○日頃及び同月○日、勤務の継続は困難であると伝達したことなどが退職勧奨に当たり、法第33条第1項所定の「正当な理由」があると主張する。

(イ) しかし、D支配人は、社内協議の上、○年○月○日頃、請求人の母に対し、請求人が誓約書に署名して職場復帰する、又は自己の都合により退職するという選択肢を提示しており、また、請求人の母の希望により、請求人の母、就労支援センター支援員、D支配人及び事業所人事部Eが、○年○月○日、面談して、請求人の雇用継続について話し合いを行い、その後、請求人が、同月○日、退職届を提出している。こうした経緯からすれば、事業所から雇用継続の意向が示され復職が可能な状況下にあつて、請求人は、復職ではなく退職を選択したものと認められる。

(ウ) そうすると、請求人は、○年○月○日時点において、事業所から退職するよう働きかけられていたことがうかがわれるものの、上記(イ)のとおり、同年○月○日時点において、事業所から雇用継続の意向が示され復職が可能な状況下にあつて、退職を選択したのであるから、その離職が退職勧奨によるものということはできず、法第33条第1項所定の「正当な理由」があるとは認められない。

(2) したがって、上記(1)ア及びイのとおり、請求人の離職は、解雇又は法第33条第1項所定の「正当な理由」のある自己の都合による退職とは認められず、当審査会としても、本件処分は妥当なものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。